

委27-2

放送衛星用チャンネル等の要求について

郵 省 省
昭和51年11月

1 郵政省は、12GHz帯放送衛星業務に対する我が国の要求チャンネル数、軌道位置等を、国際周波数登録委員会（I F R B）に提出した。

これは、本年6月の国際電気通信連合（I T U）第31会期管理理事会の決議第777号に従い提出したものであり、来年1月10日からジュネーブで開催される12GHz帯放送衛星業務用周波数割当計画に関する世界無線通信主管庁会議における資料となるものである。

2 提出した主な内容は次のとおりである。

- (1) サービスエリア 日本全土
- (2) チャンネル数 8
- (3) 軌道位置 東経110°
- (4) 運用時間 日本時間で午前6時から翌日午前1時まで

3 I F R Bでは各国から提出された要求内容を取りまとめて、11月15日までに各主管庁に周知することになっている。